

令和8年度

公共用水域及び地下水の
水質の測定に関する計画書(案)

宮城県環境生活部

令和8年度公共用水域の水質の測定に関する計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法に基づき、「公共用水域の常時監視」を行うために、関係機関と協議の上、宮城県知事(以下「知事」という。)が作成したものである。

2 計画の内容

計画に基づき実施される測定、地点・採水部位・項目・回数(頻度)・期間(時期)等については、別表のとおりとする。

3 測定方法

検体の測定方法(分析方法)は「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号)、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)、「上水試験方法」、「工場排水試験方法(JISK0102)」等の公定法によるものとする。

4 測定結果の送付

各測定機関の長は、測定終了後その測定結果を、翌年度4月末までに知事に送付するものとする。

5 測定結果の公表

知事は、測定結果をとりまとめ、水質汚濁防止法第17条の規定により公表するものとする。

【参考】

○ 令和8年度 公共用水域の水質測定計画総括表

水域種別		河川	湖沼	海域	合計
水域数	測定水域	74	37	24	135
	類型指定水域	59	12	24	95
測定地点数	環境基準点	69	12	47	128
	補助測定点	53	2	59	114
	その他の地点	20	25	0	45
	計	142	39	106	287
総検体数		1,634	404	1,118	3,156

○ 令和8年度 測定機関等別公共用水域の水質測定計画

測定機関・分析機関	河川			湖沼			海域			合計		
	測定水域数	測定地点数	測定検体数									
東北地方整備局・東北技術事務所	14	27	324	3	3	108				17	30	432
県環境対策課	45	65	678	28	30	224	23	61	578	96	156	1,480
県水産技術総合センター							3	12	186	3	12	186
仙台市	20	43	568	6	6	72	4	26	312	30	75	952
気仙沼市							2	4	24	2	4	24
名取市	1	2	12				1	3	18	2	5	30
多賀城市	1	1	12							1	1	12
岩沼市	2	4	40							2	4	40
合計	83	142	1,634	37	39	404	33	106	1,118	153	287	3,156

※ 同じ水域を複数機関で測定しているため、総括表の「測定水域数」と一致しない。

○ 令和8年度 測定機関等別公共用水域の水質測定計画(測定地点数内訳)

測定機関・分析機関	河川			湖沼			海域			合計			総計
	環境基準点	補助測定点	その他の地点										
東北地方整備局・東北技術事務所	17	10		3						20	10		30
県環境対策課	43	15	7	7	2	21	43	18		93	35	28	156
県水産技術総合センター								12			12		12
仙台市	9	22	12	2		4	4	22		15	44	16	75
気仙沼市								4			4		4
名取市		2						3			5		5
多賀城市		1									1		1
岩沼市		3	1								3	1	4
合計	69	53	20	12	2	25	47	59	0	128	114	45	287

生活環境項目、その他の項目の分析方法

項目	略記	定量・報告下限値 (mg/L)	検水量 ※1 (mL)	測定方法
水素イオン濃度	pH	-	50	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-1 12 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
溶存酸素濃度	DO	0.5	100	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び21.5 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
生物化学的酸素要求量	BOD	0.5	200	規格K0102-1 18 に定める方法
化学的酸素要求量(アルカリ性法)	COD	0.5	50	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)別表2 2ア 備考1に掲げる方法(※3)
化学的酸素要求量(酸性法)	COD	0.5	100	規格K0102-1 17.2 に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)
浮遊物質	SS	1	1000	公共用水域告示 付表8 に掲げる方法
大腸菌数	CFU	1	100	規格K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7 は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)
ふん便性大腸菌群数	MFC	2個/100mL	50	環境省通知法(水浴場水質判定基準)
n-ヘキサン抽出物質	油分等	0.5	4000	規格K0102-1 22.5 に定める方法
アンモニア性窒素	NH ₄ -N	0.05	200	規格K0102-2 13.4又は13.6 に定める方法
全窒素	T-N	0.05	50	規格K0102-2 17.3、17.4又は17.5 (17.5.3.2 を除く。)に定める方法(※2)
リン酸態リン	PO ₄ -P	0.005	20	規格K0102-2 18.2 に定める方法
全リン	T-P	0.003	50	規格K0102-2 18.4 (18.4.1.4 のbを除く。)に定める方法
全亜鉛	T-Zn	0.001	50	規格K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び12.5 に定める方法
ノニルフェノール		0.00006	500	公共用水域告示付表9 に掲げる方法
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	LAS	0.0006	500	規格K0102-4 6.2.5 に定める方法
トリハロメタン生成能	THM	0.0004 0.001	2000 200	上水試験方法 に定める方法 環境庁通知法 に掲げる方法
塩化物イオン	Cl ⁻	2	100	規格K0102-2 6 に定める方法又は上水試験方法 に定める方法
硫酸イオン	SO ₄ ²⁻	5	100	規格K0102-2 12.2、12.3及び12.5 に定める方法
陰イオン界面活性剤	MBAS	0.05	100	規格K0102-4 6.2 に定める方法
クロロフィル-a	Chl-a	0.001 0.002	2000 1000	海洋観測指針・蛍光光度法 に掲げる方法又は海洋観測指針・吸光光度法 に掲げる方法 上水試験方法 に定める方法
全有機炭素	TOC	0.5	100	規格K0102-1 19.2又は19.3 に定める方法
色度	色	1度	50	上水試験方法 に定める方法

※1 参考値。

※2 気仙沼市実施分にあつては排水基準の分析法によるもの。

※3 水産技術総合センター、気仙沼市担当地点、仙台市担当の仙台港(乙)地点及びB類型のノリ養殖を行っている西浜、馬放島西、御殿崎-1で採用。

健康項目の分析方法

項目	略記	定量・報告 下限値 (mg/L)	検水量 ※ (mL)	測定方法	環境基準	
カドミウム	Cd	0.001	100 又は50	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法	0.003mg/L以下	
全シアン	CN	0.1	50	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を 行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は 装置にて行わない。)の分析を行う方法又は昭 和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係 る環境基準について)(以下「公共用水域告示」 という。)付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に 掲げる方法	検出されないこと	
鉛	Pb	0.005	100 又は50	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定め る方法	0.01mg/mL以下	
六価クロム	Cr ⁶⁺	0.01	50	規格K0102-3 24.3 (24.3.3及び24.3.7を除 く。)に定める方法(ただし、次の1及び 2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及 び2までに定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6 に定める方法による場合(24.3.3.4のb) による場合に限る。)試料に、その濃度が基 準値相当分(0.02mg/L)増加するように六 価クロム標準液を添加して添加回収率を求 め、その値が70~120%であることを確認す ること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により 汽水又は海水を測定する場合 1に定め るところによるほか、規格K0170-7 7のa) 又 はb)に定める操作を行うこと。	0.02mg/L以下	
砒素	As	0.005	50	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法	0.01mg/L以下	
総水銀	T-Hg	0.0005	200	公共用水域告示付表2に掲げる方法	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	R-Hg	0.0005	200	公共用水域告示付表3に掲げる方法	検出されないこと	
PCB	PCB	0.0005	1000	公共用水域告示付表4に掲げる方法	検出されないこと	
ジクロロメタン	有機塩素	0.002	10	規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	“(CCl ₄)”	0.0002	10	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定め る方法	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	有機塩素	0.0004	10	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は5.3.2に定める方 法	0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	有機塩素	0.002	10	規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.1mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	有機塩素	0.004	10	規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	“(MG)”	0.0005	10	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定め る方法	1mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	有機塩素	0.0006	10	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定め る方法	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	“(TCE)”	0.001	10	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定め る方法	0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン	“(PCE)”	0.0005	10	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定め る方法	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	農薬 (D-D)	0.0002	10	規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.1に定める方法	0.002mg/L以下	
チウラム	農薬	0.0006	1000 又は500	公共用水域告示付表5に掲げる方法	0.006mg/L以下	
シマジン	農薬	0.0003	1000 又は200	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる 方法	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	農薬	0.001	1000 又は200	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる 方法	0.02mg/L以下	
ベンゼン	C ₆ H ₆	0.001	10	規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.01mg/L以下	
セレン	Se	0.002	25	規格K0102-3 26.2、26.3 又は26.4 に定める方 法	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	NO ₂₊₃ -N	0.015			10mg/L以下	
	硝酸性窒素	NO ₃ -N	0.01	50	規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は15.8 に定める方法	
	亜硝酸性窒素	NO ₂ -N	0.005	50	規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法	
ふっ素	F	0.08	50	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4(妨害とな る物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水 素が多量に含まれる試料を測定する場合にあ っては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに 硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水 を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170 -6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追 加する。)又は5.2(蒸留操作を行う場合にあって は、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験 紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオ ンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存し ないことを確認した場合)又は5.5に定める方法 を省略することができる。)及び5.5に定める方法	0.8mg/L以下	
ほう素	B	0.02	50	規格K0102-3 5.2、5.5 又は5.6に定める方法	1mg/L以下	
1,4-ジオキサン		0.005	10	公共用水域告示付表7に掲げる方法	0.05mg/L以下	

※ 参考値

要監視項目の分析方法

項 目	略記	定量・報告 下限値 (mg/L)	検水量 ※ (mL)	測 定 方 法	指 針 値
クロロホルム		0.006	250	日本産業規格(以下「規格」という。)K0125 5.1、5.2又は5.3.1 に定める方法	0.06mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.004	250	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1 に定める方法	0.04mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン		0.006	250	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1 に定める方法	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン		0.02	250	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1 に定める方法	0.2mg/L以下
イソキサチオン		0.0008	1000	平成5年4月環水規121号(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について)(以下「平成5年環水規121号」という。)付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008mg/L以下
ダイアジノン		0.0005	1000	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.005mg/L以下
フェントロチオン	MEP	0.0003	1000	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.003mg/L以下
イソプロチオラン		0.004	1000	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.04mg/L以下
オキシ銅(有機銅)		0.004	1000	平成5年環水規121号付表2に掲げる方法	0.04mg/L以下
クロタロニル	TPN	0.005	1000	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.05mg/L以下
プロピザミド		0.0008	1000	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008mg/L以下
EPN	EPN	0.001	100	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.006mg/L以下
ジクロルボス	DDVP	0.0008	1000	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008mg/L以下
フェノブカルブ	BPMC	0.003	1000	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.03mg/L以下
イプロベンホス	IBP	0.0008	1000	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン	CNP	0.0001	1000	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	-
トルエン		0.06	250	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2 に定める方法	0.6mg/L以下
キシレン		0.04	250	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2 に定める方法	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル		0.006	40	平成5年環水規121号付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.06mg/L以下
ニッケル		0.001	200	規格K0102-3 18.4、18.5 又は規格K0102-3 4.5.3に定める方法(ただし、測定波長232.0 nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(Ⅱ)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)	-
モリブデン		0.007	200	規格K0102-3 27.2、27.3 又は規格K0102-3 4.5.3 に定める方法(ただし、測定波長313.3 nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(Ⅱ)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)	0.07mg/L以下
アンチモン		0.002	100	規格K0102-3 21.2、21.3 又は21.4 に定める方法	0.02mg/L以下
塩化ビニルモノマー		0.0002	50	平成16年3月環水企発第040331003号・環水土発第040331005号(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について)(以下「平成16年環水企発040331003通知・環水土発第040331005号」という。)付表1に掲げる方法	0.002mg/L以下
エピクロロヒドリン		0.00004	50	平成16年環水企発040331003通知・水土発第040331005号付表2に掲げる方法	0.0004mg/L以下
全マンガン		0.02	200	規格K0102-3 15.2、15.3、15.4 又は15.5 に定める方法(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあつては、必要に応じ試料を希釈することとする。)	0.2mg/L以下
ウラン		0.0002	1000	規格K0102-3 30.2 又は30.3 に定める方法	0.002mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)		0.0000003	1000	令和2年5月環水大発第2005281号・環水土発第2005282号(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について)付表1に掲げる方法	0.00005mg/L以下(暫定)

※ 参考値

令和8年度地下水の水質の測定に関する計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法に基づき「地下水質の常時監視」を行うために、関係機関と協議の上、宮城県知事（以下「知事」という。）が作成したものである。

2 計画の内容

原則として「地下水調査方法」（平成元年9月14日付け環水管第189号）に従い、計画を策定したものである。

計画に基づき実施される調査の種類は、①概況調査（定点方式、ローリング方式）、②汚染井戸周辺地区調査、③継続監視調査、④再度汚染井戸周辺地区調査とし、地点、項目、回数（頻度）及び期間（時期）等については、別表のとおりとする。

3 測定方法

検体の測定方法（分析方法）は「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日付け環境庁告示第10号）等の公定法によるものとする。

4 測定結果の公表

知事は、測定結果をとりまとめ、水質汚濁防止法第17条の規定により公表するものとする。

令和8年度地下水の水質の測定に関する計画総括表

調査の種類		概況調査		継続監視調査	合計
		定点方式	ローリング方式		
総調査井戸本数		0	19	29	48
測定機関 内訳	宮城県	0	9	21	30
	仙台市	0	10	8	18
総検査項目数 (環境基準項目)		0	522	93	615
測定機関 内訳	宮城県	0	252	85	337
	仙台市	0	270	8	278

生活環境項目、その他の項目の分析方法

項目	略記	定量・報告下限値 (mg/L)	検水量 ※1 (mL)	測定方法
水素イオン濃度	pH	-	50	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-1 12 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
溶存酸素濃度	DO	0.5	100	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び21.5 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
生物化学的酸素要求量	BOD	0.5	200	規格K0102-1 18 に定める方法
化学的酸素要求量(アルカリ性法)	COD	0.5	50	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)別表2 2ア 備考1に掲げる方法(※3)
化学的酸素要求量(酸性法)	COD	0.5	100	規格K0102-1 17.2 に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)
浮遊物質	SS	1	1000	公共用水域告示 付表8 に掲げる方法
大腸菌数	CFU	1	100	規格K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7 は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)
ふん便性大腸菌群数	MFC	2個/100mL	50	環境省通知法(水浴場水質判定基準)
n-ヘキサン抽出物質	油分等	0.5	4000	規格K0102-1 22.5 に定める方法
アンモニア性窒素	NH ₄ -N	0.05	200	規格K0102-2 13.4又は13.6 に定める方法
全窒素	T-N	0.05	50	規格K0102-2 17.3、17.4又は17.5 (17.5.3.2 を除く。)に定める方法(※2)
リン酸態リン	PO ₄ -P	0.005	20	規格K0102-2 18.2 に定める方法
全リン	T-P	0.003	50	規格K0102-2 18.4 (18.4.1.4 のb)を除く。)に定める方法
全亜鉛	T-Zn	0.001	50	規格K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び12.5 に定める方法
ノニルフェノール		0.00006	500	公共用水域告示付表9 に掲げる方法
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	LAS	0.0006	500	規格K0102-4 6.2.5 に定める方法
トリハロメタン生成能	THM	0.0004 0.001	2000 200	上水試験方法 に定める方法 環境庁通知法 に掲げる方法
塩化物イオン	Cl ⁻	2	100	規格K0102-2 6 に定める方法又は上水試験方法 に定める方法
硫酸イオン	SO ₄ ²⁻	5	100	規格K0102-2 12.2、12.3及び12.5 に定める方法
陰イオン界面活性剤	MBAS	0.05	100	規格K0102-4 6.2 に定める方法
クロロフィル-a	Chl-a	0.001 0.002	2000 1000	海洋観測指針・蛍光光度法 に掲げる方法又は海洋観測指針・吸光光度法 に掲げる方法 上水試験方法 に定める方法
全有機炭素	TOC	0.5	100	規格K0102-1 19.2又は19.3 に定める方法
色度	色	1度	50	上水試験方法 に定める方法

※1 参考値。

※2 気仙沼市実施分にあつては排水基準の分析法によるもの。

※3 水産技術総合センター、気仙沼市担当地点、仙台市担当の仙台港(乙)地点及びB類型のノリ養殖を行っている西浜、馬放島西、御殿崎-1で採用。

健康項目の分析方法

項目	略記	定量・報告 下限値 (mg/L)	検水量 ※ (mL)	測定方法	環境基準	
カドミウム	Cd	0.001	100 又は50	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法	0.003mg/L以下	
全シアン	CN	0.1	50	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を 行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は 装置にて行わない。)の分析を行う方法又は昭 和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係 る環境基準について)(以下「公共用水域告示」 という。)付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に 掲げる方法	検出されないこと	
鉛	Pb	0.005	100 又は50	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定め る方法	0.01mg/mL以下	
六価クロム	Cr ⁶⁺	0.01	50	規格K0102-3 24.3 (24.3.3及び24.3.7を除 く。)に定める方法(ただし、次の1及び 2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及 び2までに定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6 に定める方法による場合(24.3.3.4のb) による場合に限る。)試料に、その濃度が基 準値相当分(0.02mg/L)増加するように六 価クロム標準液を添加して添加回収率を求 め、その値が70~120%であることを確認す ること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により 汽水又は海水を測定する場合 1に定め るところによるほか、規格K0170-7 7のa) 又 はb)に定める操作を行うこと。	0.02mg/L以下	
砒素	As	0.005	50	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法	0.01mg/L以下	
総水銀	T-Hg	0.0005	200	公共用水域告示付表2に掲げる方法	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	R-Hg	0.0005	200	公共用水域告示付表3に掲げる方法	検出されないこと	
PCB	PCB	0.0005	1000	公共用水域告示付表4に掲げる方法	検出されないこと	
ジクロロメタン	有機塩素	0.002	10	規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	“(CCl ₄)”	0.0002	10	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定め る方法	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	有機塩素	0.0004	10	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は5.3.2に定める方 法	0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	有機塩素	0.002	10	規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.1mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	有機塩素	0.004	10	規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	“(MG)”	0.0005	10	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定め る方法	1mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	有機塩素	0.0006	10	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定め る方法	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	“(TCE)”	0.001	10	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定め る方法	0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン	“(PCE)”	0.0005	10	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定め る方法	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	農薬 (D-D)	0.0002	10	規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.1に定める方法	0.002mg/L以下	
チウラム	農薬	0.0006	1000 又は500	公共用水域告示付表5に掲げる方法	0.006mg/L以下	
シマジン	農薬	0.0003	1000 又は200	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる 方法	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	農薬	0.001	1000 又は200	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる 方法	0.02mg/L以下	
ベンゼン	C ₆ H ₆	0.001	10	規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.01mg/L以下	
セレン	Se	0.002	25	規格K0102-3 26.2、26.3 又は26.4 に定める方 法	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	NO ₂₊₃ -N	0.015			10mg/L以下	
	硝酸性窒素	NO ₃ -N	0.01	50	規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は15.8 に定める方法	
	亜硝酸性窒素	NO ₂ -N	0.005	50	規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法	
ふっ素	F	0.08	50	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4(妨害とな る物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水 素が多量に含まれる試料を測定する場合にあ っては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに 硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水 を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170 -6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追 加する。)又は5.2(蒸留操作を行う場合にあって は、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験 紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオ ンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存し ないことを確認した場合)又は5.5に定める方法 を省略することができる。)及び5.5に定める方法	0.8mg/L以下	
ほう素	B	0.02	50	規格K0102-3 5.2、5.5 又は5.6に定める方法	1mg/L以下	
1,4-ジオキサン		0.005	10	公共用水域告示付表7に掲げる方法	0.05mg/L以下	

※ 参考値

要監視項目の分析方法

項 目	略 記	定量・報告 下限値 (mg/L)	検水量 ※ (mL)	測 定 方 法	指 針 値
クロロホルム		0.006	250	日本産業規格(以下「規格」という。)K0125 5.1、5.2又は5.3.1 に定める方法	0.06mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.004	250	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1 に定める方法	0.04mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン		0.006	250	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1 に定める方法	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン		0.02	250	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1 に定める方法	0.2mg/L以下
イソキサチオン		0.0008	1000	平成5年4月環水規121号(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について)(以下「平成5年環水規121号」という。)付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008mg/L以下
ダイアジノン		0.0005	1000	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.005mg/L以下
フェントロチオン	MEP	0.0003	1000	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.003mg/L以下
イソプロチオラン		0.004	1000	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.04mg/L以下
オキシ銅(有機銅)		0.004	1000	平成5年環水規121号付表2に掲げる方法	0.04mg/L以下
クロタロニル	TPN	0.005	1000	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.05mg/L以下
プロピザミド		0.0008	1000	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008mg/L以下
EPN	EPN	0.001	100	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.006mg/L以下
ジクロロボス	DDVP	0.0008	1000	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008mg/L以下
フェノブカルブ	BPMC	0.003	1000	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.03mg/L以下
イプロベンホス	IBP	0.0008	1000	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン	CNP	0.0001	1000	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	-
トルエン		0.06	250	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2 に定める方法	0.6mg/L以下
キシレン		0.04	250	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2 に定める方法	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル		0.006	40	平成5年環水規121号付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.06mg/L以下
ニッケル		0.001	200	規格K0102-3 18.4、18.5 又は規格K0102-3 4.5.3に定める方法(ただし、測定波長232.0 nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(Ⅱ)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)	-
モリブデン		0.007	200	規格K0102-3 27.2、27.3 又は規格K0102-3 4.5.3 に定める方法(ただし、測定波長313.3 nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(Ⅱ)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)	0.07mg/L以下
アンチモン		0.002	100	規格K0102-3 21.2、21.3 又は21.4 に定める方法	0.02mg/L以下
塩化ビニルモノマー		0.0002	50	平成16年3月環水企発第040331003号・環水土発第040331005号(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について)(以下「平成16年環水企発040331003通知・環水土発第040331005号」という。)付表1に掲げる方法	0.002mg/L以下
エピクロロヒドリン		0.00004	50	平成16年環水企発040331003通知・水土発第040331005号付表2に掲げる方法	0.0004mg/L以下
全マンガン		0.02	200	規格K0102-3 15.2、15.3、15.4 又は15.5 に定める方法(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあつては、必要に応じ試料を希釈することとする。)	0.2mg/L以下
ウラン		0.0002	1000	規格K0102-3 30.2 又は30.3 に定める方法	0.002mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)		0.0000003	1000	令和2年5月環水大発第2005281号・環水土発第2005282号(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について)付表1に掲げる方法	0.00005mg/L以下(暫定)

※ 参考値

